

# 「特定非営利活動法人キャリアネットワーク北陸」

## 定款施行細則

### (目的) 第1条

この定款施行細則は、特定非営利活動法人キャリアネットワーク北陸（以下「本法人」という。）が法令及び定款の定めに従って適切な法人運営を行うため、定款第56条の規定に基づき、本法人の運営管理及び業務に関し必要な事項を定めるものとする。

### (顧問・参与) 第2条

- 1 理事長は、理事会の承認を得て、本法人に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与の待遇等は、職務に応じて個別に理事長が決定する。

### (交通費・謝金等) 第3条

理事長は、理事会の承認を得て、交通費及び謝金等の支払いに必要な事項を定めることができる。

### (規定の改廃) 第4条

この細則の改廃は、理事会の決議に基づき理事長が行う。

### 附則

この施行細則は、令和3年6月20日から施行する。